



島根県報

平成18年 3 月24日 (金)
号外 第 15 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産業振興課)

公布された条例等のあらまし

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第16号)

1 規則の概要

- (1) 設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。(別表第1・別表第2関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第16号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則 (平成13年島根県規則第85号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

送風定温恒温器	1 時間につき	50円	を
鉱物電磁選別装置	1 時間につき	50円	
送風定温恒温器	1 時間につき	50円	に、
オートクレーブ	1 時間につき	150円	を
流動層乾燥造粒器	1 時間につき	140円	
オートクレーブ	1 時間につき	150円	に、
定温恒温恒湿器	1 時間につき	200円	を

定温恒温恒湿器	1 時間につき	200円	に、
定温恒温恒湿器 (大型)	1 時間につき	490円	
万能引張圧縮試験機	1 時間につき	1,110円	を
スペクトルアナライザー	1 時間につき	170円	
熱画像処理装置	1 時間につき	260円	
万能引張圧縮試験機	1 時間につき	1,110円	に、
紙引張試験機	1 時間につき	50円	を
プログラム温度制御炉	1 時間につき	240円	
紙引張試験機	1 時間につき	50円	に、
ダブルビーム分光光度計	1 時間につき	50円	を
ダブルビーム分光光度計	1 時間につき	50円	に、
紫外可視分光光度計	1 時間につき	60円	
パルピスミニスプレー	1 時間につき	130円	を
四重極質量分析計	1 時間につき	490円	
パルピスミニスプレー	1 時間につき	130円	に、
アミノ酸分析機	1 時間につき	450円	を
電動フレンチプレス	1 時間につき	120円	
アミノ酸分析機	1 時間につき	450円	に、「ビタミン分
析装置」を「液体クロマトグラフ」に、			
高周波誘導溶解装置	1 時間につき	1,080円	を
炭酸ガスレーザー用雰囲気チャンバー	1 時間につき	60円	
高周波誘導溶解装置	1 時間につき	1,080円	に、
機械振動測定システム	1 時間につき	840円	を
体圧分布測定システム	1 時間につき	670円	
機械振動測定システム	1 時間につき	840円	に、
精密形状粗さ測定システム	1 時間につき	1,220円	
熱 - 流体解析システム	1 時間につき	930円	
赤外線熱画像解析システム	1 時間につき	610円	

「	エックス線CTスキャナ	1 時間につき	9,020円	を
---	-------------	---------	--------	---

「	エックス線CTスキャナ	1 時間につき	9,020円	に、
	エックス線CTデータCAD化システム	1 時間につき	230円	

「	エックス線分析顕微鏡	1 時間につき	2,100円	を
---	------------	---------	--------	---

「	エックス線分析顕微鏡	1 時間につき	2,100円	に、
	エックス線光電子分光分析装置 (X P S)	1 時間につき	3,150円	

「	精密切断機	1 時間につき	90円	を
---	-------	---------	-----	---

「	精密切断機	1 時間につき	90円	に、
	超微小硬度計	1 時間につき	350円	
	ダイヤモンドワイヤー切断機	1 時間につき	570円	

「	キャス試験装置	1 時間につき	140円	を
---	---------	---------	------	---

「	キャス試験装置	1 時間につき	140円	に、
	複合サイクル腐食試験機	1 時間につき	240円	

「	エリプソメータ	1 時間につき	650円	を
	プラズマCVD装置	1 時間につき	3,490円	

「	プラズマCVD装置	1 時間につき	3,490円	に、
	ナノ材料評価解析装置	1 時間につき	3,720円	
	集束イオンビーム加工装置	1 時間につき	2,490円	

「	埋めこみ機	1 時間につき	170円	を
---	-------	---------	------	---

「	埋めこみ機	1 時間につき	170円	に、
	遊星型ボールミル	1 時間につき	830円	

「	3次元曲面形状測定装置	1 時間につき	210円	を
---	-------------	---------	------	---

「	3次元曲面形状測定装置	1 時間につき	210円	に改め、別表第 1
	体圧分布測定システム	1 時間につき	670円	

の 2 の表中

「	高速液体クロマトグラフ (L C - 10)	1 時間につき	9,280円	を
	高速液体クロマトグラフ	1 時間につき	70円	
	ガスクロマトグラフ	1 時間につき	50円	

高速液体クロマトグラフ (L C - 10)	1 時間につき	9,280円	に、
--------------------------	---------	--------	----

電気定温乾燥機	1 時間につき	50円	を
赤外線乾燥機	1 時間につき	50円	

電気定温乾燥機	1 時間につき	50円	に、
---------	---------	-----	----

手刷り機	1 時間につき	50円	を
フレットミル	1 時間につき	50円	
ジョウクラッシャー	1 時間につき	50円	
スタンプミル機	1 時間につき	50円	
真空攪拌機 (石こう)	1 時間につき	50円	
大型乾燥機	1 時間につき	50円	
電子上皿天秤	1 時間につき	50円	
ポットミル回転機	1 時間につき	50円	
実体顕微鏡	1 時間につき	50円	
カラー出力機	1 時間につき	210円	
振動テーブル	1 時間につき	90円	
逆流式混合機	1 時間につき	220円	
加飾用印刷設備	1 時間につき	460円	

ジョウクラッシャー	1 時間につき	50円	に、
実体顕微鏡	1 時間につき	50円	
逆流式混合機	1 時間につき	220円	

攪拌機	1 時間につき	50円	を
熱伝導度測定装置	1 時間につき	90円	
タタラ成形機	1 時間につき	50円	

熱伝導度測定装置	1 時間につき	90円	に改める。
----------	---------	-----	-------

別表第 2 の 1 の項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) エックス線分析顕微鏡による定性分析	1 試料につき	4,360円
-----------------------	---------	--------

別表第 2 の 2 の項第 2 号中

4 濁度	1 試料につき	4,020円
5 溶存酸素、化学的酸素要求量又は酸若しくはアルカリ消費量	1 試料 1 項目につき	3,820円
6 亜硝酸イオン、ヘキサン	1 試料 1 項目につき	4,720円

	抽出物質又は全クロム			
	7 硝酸イオン、アンモニウムイオン、硫酸イオン、りん酸イオン又は窒素	1 試料 1 項目につき	6,380円	を
	8 ホルムアルデヒド、フェノール類、ふっ素イオン、シアン、全シアンイオン、硫黄イオン又は砒素	1 試料 1 項目につき	9,320円	
	9 生物化学的酸素要求量	1 試料につき	6,130円	
	10 全有機炭素	1 試料につき	5,010円	

	4 溶存酸素、化学的酸素要求量又は酸若しくはアルカリ消費量	1 試料 1 項目につき	3,820円	に改
	5 亜硝酸イオン、ヘキサシアン抽出物質又は全クロム	1 試料 1 項目につき	4,720円	
	6 硝酸イオン、アンモニウムイオン、硫酸イオン、りん酸イオン又は窒素	1 試料 1 項目につき	6,380円	
	7 ふっ素イオン、硫黄イオン又は砒素	1 試料 1 項目につき	9,320円	
	8 生物化学的酸素要求量	1 試料につき	6,130円	
	9 全有機炭素	1 試料につき	5,010円	

め、同項第 3 号中

(3) 酒類分析	総酸度、アミノ酸度、アルコール、日本酒度、エキス分又は着色度	1 試料 1 項目につき	1,480円	を
----------	--------------------------------	--------------	--------	---

(3) 酒類分析	1 総酸度、アミノ酸度、アルコール、日本酒度、エキス分又は着色度	1 試料 1 項目につき	1,480円	に改
	2 グルコース	1 試料につき	5,410円	

め、同項第 4 号中「、比重」を削り、

	4 でんぶん	1 試料につき	5,990円	を
--	--------	---------	--------	---

	4 でんぶん	1 試料につき	5,990円	に改
	5 ポリフェノール	1 試料につき	7,090円	

め、同項第 5 号中「、保存料、ミネラル、漂白剤又はレブリン酸」を「又は保存料」に改め、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 16 号を削り、第 17 号を第 15 号とし、第 18 号から第 24 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同表 3 の項第 3 号中

(3) 物性試験	1 精米試験	1 試料につき	3,500円	を
	2 テクスチャー試験	1 試料につき	5,720円	
	3 アルファ化度試験	1 試料につき	13,410円	

(3) 物性試験	テクスチャー試験	1 試料につき	5,720円	に改
----------	----------	---------	--------	----

め、同表 4 の項第 2 号中

(2) 強度試験	引張試験、圧縮試験、曲げ試験、せん断試験、割裂試験、硬さ試験又はくぎ抜試験	1 試料 1 試験につき	2,240円	を
----------	---------------------------------------	--------------	--------	---

(2) 強度試験	1 引張試験、圧縮試験、曲げ試験、せん断試験、割裂試験、硬さ試験又はくぎ抜試験	1 試料 1 試験につき	2,240円	に改
	2 建材の実大強度試験	1 試料につき	13,410円	

め、同項第 3 号中

	2 耐水接着力試験、耐温水接着力試験又は耐煮沸試験	1 試料 1 試験につき	3,710円	を
--	---------------------------	--------------	--------	---

	2 耐水接着力試験、耐温水接着力試験又は耐煮沸試験	1 試料 1 試験につき	3,710円	に改
	3 ホルムアルデヒド	1 試料につき	10,570円	

め、同表 5 の項第 1 号中「蒸留試験、」を削り、同表 6 の項中

(1) 物理試験	屈折率試験又は凝固点試験	1 試料 1 試験につき	4,180円	を
(2) 化学試験	1 酸化試験、よう素価試験、けん化価試験、過酸化物価試験又は不けん価物試験	1 試料 1 試験につき	3,650円	
	2 粗脂肪抽出試験	1 試料につき	4,400円	

化学試験	酸化試験、よう素価試験、けん化価試験、過酸化物価試験又は不けん価物試験	1 試料 1 試験につき	3,650円	に改
------	-------------------------------------	--------------	--------	----

め、同表 7 の項中

(1) 製紙原材料一般成分試験	1 水分試験又は灰分試験	1 試料 1 試験につき	2,590円	
	2 樹脂分試験、全繊維素試験又は糖類試験			
(2) 品質試験	1 ろ過度試験、引張度試	1 試料 1 試験につき	2,410円	

	験、吸水度試験、抗張力試験、透気度試験、破裂度試験、耐折度試験又は油脂皮膜試験 2 繊維組成試験	1 試料につき	4,330円	を
--	---	---------	--------	---

(1) 製紙原材料一般成分試験	水分試験又は灰分試験	1 試料 1 試験につき	2,590円	に改
(2) 品質試験	引張度試験又は耐折度試験	1 試料 1 試験につき	2,410円	

め、同表 8 の項第 1 号中

1 表面粗さ測定又は形状測定
2 真円度測定、真直度測定又は同心度測定
3 3次元座標測定

を

1 表面粗さ測定機による測定
2 真円度測定機による測定
3 3次元座標測定機による測定

に改め、同項第 2 号を

削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同表 9 の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同表10の項第 3 号中「平瓦」の次に「150サイクル」を、「棟瓦」の次に「鉛直回転」を加える。

様式第 1 号中

使用人員	人	を
使用人員	人	に、
県内の事務所又は事業所	所在地 〒	
	名称 電話番号 () -	

「(注) 印欄は、記入しないでください。」を

「(注) 1 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入してください。に改める。
 2 印欄は、記入しないでください。」

様式第 5 号中

合計				を
合計				に、
県内の事務所又は事業所	所在地 〒			
	名称 電話番号 () -			

「(注) 印欄は、記入しないでください。」を

「(注) 1 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入してください。に改める。
 2 印欄は、記入しないでください。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び同規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。